

平成27年5月12日

各 位

会社名 株式会社ATグループ
代表者名 取締役社長 山口 真史
(コード番号 8293 名証第2部)
問合せ先 総務部次長 吉川 元康
(TEL. 052-883-3155)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月12日開催の取締役会において、平成27年6月26日開催予定の第105回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨、ならびに取締役（業務執行取締役等である者を除く。）および監査役として適切な人材の招聘を容易にするため、当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く。）および監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第24条（取締役の責任免除）および第31条（監査役の責任免除）を新設するものであります。

なお、定款第24条（取締役の責任免除）の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

また、現行定款第21条（役付取締役および代表取締役）第2項の定めにより、現在は、取締役会長、取締役社長、取締役副社長および専務取締役は代表取締役になることになっておりますが、取締役会に権限を委譲し、その決議によって代表取締役を選定できるよう、定款第21条第2項を変更するものであります。

- (2) 上記条文の新設にともない、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年6月26日

定款変更の効力発生日 平成27年6月26日

(別紙)

変更の内容は、以下のとおりであります。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(役付取締役および代表取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議により、取締役会長、取締役社長各1名および業務の都合により、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>② <u>取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役は各自当会社を代表し、取締役会の決議を執行する。</u></p>	<p>(役付取締役および代表取締役)</p> <p>第21条 <現行どおり></p> <p>② <u>取締役会は、その決議により、代表取締役を選定する。</u></p>
<p>第22条～第23条 <条文省略></p>	<p>第22条～第23条 <現行どおり></p>
<p><新設></p>	<p>(<u>取締役の責任免除</u>)</p> <p>第24条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令が規定する限度において免除することができる。</u></p> <p>② <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第24条～第29条 <条文省略></p>	<p>第25条～第30条 <現行どおり></p>
<p><新設></p>	<p>(<u>監査役の責任免除</u>)</p> <p>第31条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令が規定する限度において免除することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>② <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第30条～第33条 <条文省略></p>	<p>第32条～第35条 <現行どおり></p>

以 上